

# 奈良市ふるさと納税協力事業者募集要領

## 1 目的

ふるさと納税制度による本市への寄附の促進や、地元特産品のPR、ブランド力の向上、市内産業の振興、観光振興に繋がることを目的とし寄附者に贈呈する魅力ある品物や特典を提供していただける協力事業者を募集します。

## 2 応募の要件

### 【協力事業者について】

(1) 地場産品であること。地場産品とは、以下のいずれかに該当すること。

- ①奈良市内で生産されたもの。
- ②奈良市内で返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。
- ③奈良市内で返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要部分を行なっているもの。
- ④奈良市内で生産されたものであり、近隣市町で生産されたものと混在（但し、流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）したもの。
- ⑤奈良市の広報を目的に生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、その他これらに類するもの。
- ⑥前各号に該当する地場産品が主要な部分を占めるセット商品。
- ⑦奈良市内で提供される役務。
- ⑧総務省告示第5条第8号に基づき奈良県が認定したもの。

(2) 市税等の滞納がないこと。

(3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。

(4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

ただし、上記の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合や、品物や特典が適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

### 【返礼品について】

(1) 奈良市内で生産・製造・加工・サービス等が行われていて、奈良市の魅力を伝えられる品物や特典であると認められること。

(2) 市または市が指定する委託事業者からからの依頼後、速やかに発送できること。

(3) 飲食物の場合は、原則寄附者に到着後4日以上消費期限が保証される品物であること。また、食品衛生法、食品表示法等関係法令を遵守し、違反していない品物であること。

(4) 事業者が提供する返礼品の価格は、寄附金額の3割以内（税込・梱包込）で、市と協議し設定する。なお消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって税額等に変動が生じた場合は別途、協議の上変更することがあります。

(5) 要件に適合しても品物や特典が適当でないと認めた場合は選定されない場合があります。

## 価格

寄附金額	品物や特典の価格（税込） （寄附金額に対する3割の目安）	事業者を支払う価格 （税・梱包込）
5,000円	1,500円相当	1,500円まで
10,000円	3,000円相当	3,000円まで
15,000円	4,500円相当	4,500円まで

20,000円	6,000円相当	6,000円まで
30,000円	9,000円相当	9,000円まで
35,000円	10,500円相当	10,500円まで
50,000円	15,000円相当	15,000円まで
55,000円	16,500円相当	16,500円まで
60,000円	18,000円相当	18,000円まで
80,000円	24,000円相当	24,000円まで
100,000円	30,000円相当	30,000円まで
150,000円	45,000円相当	45,000円まで
200,000円	60,000円相当	60,000円まで
250,000円	75,000円相当	75,000円まで
300,000円	90,000円相当	90,000円まで
400,000円	120,000円相当	120,000円まで
500,000円	150,000円相当	150,000円まで
700,000円	210,000円相当	210,000円まで
800,000円	240,000円相当	240,000円まで
900,000円	270,000円相当	270,000円まで
1,000,000円	300,000円相当	300,000円まで
1,300,000円	390,000円相当	390,000円まで
1,500,000円	450,000円相当	450,000円まで
2,000,000円	600,000円相当	600,000円まで
2,500,000円	750,000円相当	750,000円まで

※表の「品物や特典の価格」が市の負担額を超える場合は、協力事業者の負担とします。

※提示の価格以外で応募する場合は、別途、市と協議するものとします。

### 3 協力事業者にしていただくこと

#### (1) ふるさと納税返礼品の発送業務

①寄附者の住所、氏名、電話番号を記載した「ふるさと納税注文書」(以下「注文書」という。)を市または市が指定する委託事業者から送付。

②協力事業者は依頼書が届き次第1週間を目安に品物・特典を発送する。ただし、生鮮食品等極めて消費期限の短い品物については寄附者にお届け日の確認の連絡をしていただきます。

#### (2) 返礼品代金精算業務

市または市が指定する委託事業者から適宜提示する内容に遵守すること。

返礼品代金の支払いは、市または市が指定する委託事業者より行います。

#### (3) 市が作成するホームページ等に掲載する品物・特典及び協力事業者の説明文作成及びそれらの写真の提供

#### (4) 返礼品の取りやめ等については、メールまたは文書での提供をお願いします。(原則60日前までに市の承認を得てください。)

#### 4 協力事業者のメリット

- (1) 市のホームページ及びふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス等）に品物・特典の画像、事業者名などが掲載されます。
- (2) 市が作成するふるさと納税パンフレット等に品物・特典及び事業者名等を掲載することがあります。
- (3) 品物・特典発送時に、自社製品等のパンフレットを同封できます。同封のパンフレットはあらかじめ本市に提示するものとします。

#### 5 募集期間

随時、受付を行います。

#### 6 申込方法

下記の書類に必要事項を記入し、添付書類とともに奈良市役所納税課まで提出してください。

①奈良市ふるさと納税協力事業者参加申込書（様式第1号）

※品物の画像を電子データ（メール10MB以内）で提供してください。

②同意書（様式第2号）

③役員名簿（様式第3号）

④事業者概要（任意様式）（事業実績等わかるもの、パンフレット等）

#### 7 個人情報の保護

協力事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、奈良市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、品物・特典の送付以外の目的に使用する事ができません。

#### 8 返礼品提供事業者及び返礼品の登録取消

次のいずれかに該当した場合は、市は、返礼品提供事業者又は返礼品の登録を取り消すことができます。

- (1) 返礼品提供事業者又は返礼品がこの要領に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) 返礼品として選択されることが少ないとき（1年間以上選択がない場合）。
- (3) 返礼品等の品質等に対する苦情等について、返礼品提供事業者には責任があるにもかかわらず、改善される見込みがないとき。
- (4) 市、委託事業者、寄附者などに重大な損害を及ぼす行為があったとき、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 市の信用を失墜させる不誠実な対応があったとき。
- (6) その他ふるさと納税制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

#### 9 その他留意事項

- (1) 品物・特典については現物もしくは現場の確認をします。
- (2) 積極的に奈良市の広報活動を行い、シティプロモーションに努めていただきます。
- (3) 協力事業者はあらかじめ申込みした品物・特典の変更・辞退をする場合や、発送、遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに市へ報告するものとします。
- (4) 協力事業者は、品物・特典の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとします。  
また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。

**10 申込み・問合せ先**

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1

奈良市役所 納税課

TEL : 0742-34-4727

FAX : 0742-34-5499

e-Mail : furusato-tax@city.nara.lg.jp